

平成 22 年度岩手県立図書館協議会会議録

1 期 日 平成 23 年 3 月 2 日（水）13：30 から 15：30 まで

2 場 所 岩手県立図書館 研修室

3 出席者

(1) 協議会委員

安 保 位 子 委 員 及 川 典 子 委 員 斎 藤 純 委 員
佐々木るみ子委員 土 方 和 行 委 員 宮 手 一 恵 委 員

(2) 事務局

ア 県立図書館

高橋館長 稲森副館長 澤口主任主査 佐藤主査 神久保主任 菊池主任

イ 指定管理者（図書館業務担当）

小林総括責任者 菊池副総括責任者 村松副総括責任者 似内サービス部門責任者
北條総務部門責任者

4 会議の概要

(1) 開 会

岩手県立図書館管理運営規則第 10 条第 2 項に基づく会議の成立を報告

(2) 挨 拶

高橋館長、小林総括責任者

(3) 会長選出

安保位子委員を選出

(4) 報 告

ア 平成 22 年度県立図書館事業実施状況について

事務局から資料 No. 1 及び資料 No. 1-2 に基づき説明した。

【質 疑】

(土 方 委 員) 貸出冊数が年間大体 30 万冊ということであるが、意外に少なかったという印象を持っている。これは図書館を作るときの計画冊数と比較してどうなのか、それから他の東北の県立図書館と比較してどうなのか。

(事務局：指定管理者) 開館時の想定貸出数というのは、設定されていない。来館者数というのは設定されている。東北全体の設定冊数について詳しい数字は持っていないが、決して高いほうではない。しかし、決して多くない蔵書冊数の中では、高い位置にいるのではと認識しているところである。

ここの図書館のキャパシティというか、入館者の数というのは 1,500 人から 2,000 人ぐらい、これが 1 日の限界のような感じがしている。2,000 人以上来てしまいますと、座席数もちろんないし、それから本も新刊書等が非常に少ない。普通の図書館だと、新しい本が結構貸し出されていくわけだが、その辺の比率が低いということで、どうしても 1 人当たりの貸

し出し数が少なくなってしまうことなどもある。資料費においても6県のうち下から2番目というところもあり、我々も努力をしなければいけないが、やはり資料増ということがかなり大きくお願いあるいは必要になってくる。

(土方委員) 県のほうから指定管理者に依頼するときに、例えば数値目標みたいなものは入っていないということなのか。

(事務局：指定管理者) 貸出冊数についてはない。

(斎藤委員) 貸出冊数はふやすのは簡単である。ベストセラー小説を同じものを30冊、50冊そろえればいい。だから、貸出冊数を評価の基準にするのはすごく危ないと思う。都内の図書館がそれで競っていますよね。同じ人の本を何十冊と一気にそろえて貸し本屋業をやっている。やっぱりそれは図書館ではないと思う。

(事務局：県) 当館の貸出冊数が東北の図書館と比較してどのくらいなのか質問あったが、3位だった。

(安保議長) ベストセラーは順番待ちというような感じのところで報道されているが、本来図書館はそんな感じでいいのかななんて思ったりもしていた。

(佐々木委員) ビジネス支援サービスについてだが、新聞に載ったときに相当興味深く見て、とてもいいサービスを始められたなと思った。サービスというのは、いわゆるハローワークとかに行くのとは違って、ここではこういったこともできます、ああいったこともできますという相談なのか。どういう相談に乗っているのか。そして例えばその方が本当に就業したいときに、横の連携で、じゃ、今度はこういうところに行ってみられたらいかがですかとかという案内、そういうことまでやっているのかどうか、その辺をお伺いしたい。

(事務局：指定管理者) 我々は就業の案内機関ではない。図書館としてのサービスを行っている。4つの柱があるが、「仕事に役立つ情報の提供」、これにはもちろん本も雑誌も含まれる。それと同時に、就業機関ではないが、就業に関する情報も提供している。ハローワークから情報をいただいたり、関係機関から多数のパンフレットをいただいたりして提供している。

それから、こういった機関がありますよという紹介、もう一つの柱である各就職支援機関へ、就業支援機関へ道案内、「道案内サービス」である。

今回、ビジネス支援コーナーという名称ではあるが、「お母さんの子育て、仕事を応援します」というのも一つの柱になっている。このあたりも一定の役割を果たしている。

もう一つはやはり全国に余り例がないサービスで、最初はちょっとどうなるかなと思ったが、「相談ブース」を設けて、3人の相談員を置いた。非常に心配したけれども、4ヶ月たち、定着がしてきたのかなというのが数の上からもあらわれてきている。

これからどんどん定着していくのではないかと、図書館の課題解決支援、業務の核として始めてよかったなど、そういう感想を持っている。

(佐々木委員) ハローワークとかであれば就業して当たり前というか、それが仕事、就業してもらうことが当たり前の場所だが、ここだと例えばこういうこと、要するに助言とか、こういうのはどうですかと言ってもらえて、実際そっちに行って就職できたよとかということがあれば、こちらの職員さんにとってもすごく励みになるのかな。こういった形で定着してくれば、お客様からそういった声もいただければ励みになるのかと思う。

(事務局：指定管理者) 実際に就職しましたというお話もないわけではない。リピーターの方がふえていて、それが広がっているということで、多分公共図書館だからできる、誰でもこられる機関だから、敷居の低い機関だからできるサービスだと思っている。

(佐々木委員) 図書館というのは本を読むだけではなくて、いろんなことができるというのが、本にそんなに興味はないけれども、例えばその話を聞いてそういうことでもできるのだなと思うと、そこからまた本を読むというきっかけにもつながるのかな、とてもいいサービスだなと思っている。がんばっていただきたいと思う。

(事務局：指定管理者) 実際に今まで本を利用したようなことがない方でもいろんな本を紹介すると興味を持って登録して帰られる、そういうお客様も実際ふえているので、がんばっていきたい。

(安 保 議 長) ぜひたくさん宣伝をして。

(事務局：指定管理者) 3人の中にはPR専門というわけではないが、外回りを中心にやってもらっている。ただ、まだまだ不足。これ一種の実験事業である。専門の相談員を置いているというところは全国で二、三しかない。県立図書館としては初めてである。

(安 保 議 長) よい事業だと思う。ぜひお進めいただければいいし、これが目玉になるかもしれないなんて思って今聞いていた。

イ 平成 22 年度アンケート結果について

事務局から資料 No. 2 に基づき説明した。

【質 疑】

(斎 藤 委 員) 県立美術館の評議委員をやっていたのだが、そのときもいつも毎回のように議題になるのが来た方にアンケートをとるのは簡単だけでも、来てくれない方へのアンケートというのが大事なのではないかと。しかし、それってどうやってとったらいいのだろうねと。要するに、どうして来ないのですかということをやっぱり聞くことが来ていただくかぎになるわけですよ。そういうことを何かやられているのか。

(事務局：指定管理者) 実施している。きょう手元に持ってきていなかったが、2つあり、アイーナの指定管理者結グループとして、盛岡のショッピングセンターでアイーナに関する非来館者アンケートを実施している。これでは、必ず来てない人ということではないので、かなり利用している方も出てきてしまい、図書館については行くと非常に快適であるとか、そういった答え

が出てきて、何で図書館に行かないのかというのは出てこなかったもので、今指定管理者第2期であるが、第2期の提案書の中に今期中にということで、県立図書館の非来館者アンケートを我々この図書館業務担当のTRCで行おうという提案をした。昨年、実施して、これはただ非常に微妙で、県立図書館の非来館者アンケートなのか、図書館の非来館者アンケートなのか非常に難しい課題も負いながら盛岡、それから一関、北上、宮古、二戸の県内各地のショッピングセンターで実施した。結果として、県立図書館への来館がないという方の大半は遠いということだった。一方で、その人たちが図書館を利用してないかという利用しているという数字もそれなりに出てきていた。

先ほどの他館からの取り寄せというサービスも含めてであるが、図書館にどのようにそれぞれの地域で使っていただくか、県立図書館に来なくても地元の図書館を通して県立図書館の資料を借りられるわけなので、そのあたりの周知というの、さまざまな手法を通じて展開していくことで、来館いただかなくても岩手県立図書館の資料を県民の皆様に活用いただくということは可能なのかなと、そこは目指していかなければいけないところなのかなというような結果が出ている。

(安保議長) 直接ここへ来ていただけない方にも何らかの形でのアンケートとっているということであり、いろんなところでの周知活動ももっと必要なのかなという感じもするので、このアンケート結果も参考にいただければありがたいなと思う。

(土方委員) やっぱり利用できない人の声をどう拾うかというのは大事なだろうと思う。例えば市町村の図書館の力を借りてというのもできるはずで、ちゃんと頼めばね。そんなことでやっていくことも大事なのではないかと。あとこれは予算にかかわるので、県の問題かと思うが、貸し出しのときに費用がかかるのですよね、お互いに市町村と県と半分ずつ。その辺が市町村はつらいというときもある。これはお金のことだから、指定管理者の問題ではないのだけれども、何とかご工夫たまわれればありがたいと思う。

(事務局：指定管理者) ここは県立図書館ですから、岩手県内すべてをカバーするのが大きな使命になっている。図書館界には広域サービスという言葉があり、県立図書館は特に広域サービス、特に広い県域にサービスしなければならないという使命を負わされてきたわけであるが、このアンケート結果でもわかるように利用の76%が盛岡市民である。それ以外が他市町村ということになってくると、やはり今までのような戦略では広域サービスはうまくいかないだろうと。そこで、国立国会図書館では、今自分たちの蔵書をほとんどデジタル化している。この間も国立国会図書館長が蔵書で2000年までの蔵書はほぼデジタル化済ませたと。そして、89万冊のデジタル化を済ませていると。著作権の問題で外には出せないけれども、ここでも岩手県立の地域資料、郷土資料あるいは貴重資料等についてはデジタル化をして、それをインターネットを介して県民の皆様に使っていただくという仕組み

にどんどん変えていけばということで、先ほども説明したデジタル・ライブラリー岩手、これの充実を図っていくことでだんだんと圏域全域の方々が何らかの図書館サービスが受けられる仕組みをつくっていきけるのではないかとということで、今一生懸命デジタルライブラリーについては力を入れているところではある。ただ、リアルな本、現物の本を読みたいというところになるとやはり相互貸借という話になってきて、市町村の期待にこたえてどんどん本を送りたいところではあるが、予算の関係で、非常に悩ましいところではある。改革案とすれば、指定管理者という立場で言うと、例えば現物の寄附をいただく。その現物の寄附はそれほど県の財産にとらわれずに処理をしつつ、それを市町村などに貸していくという仕組みはできるだろう。それからまた、郵送の問題だけでも、ここ岩手県は圏域が非常に広いので難しいけど、狭いところでは図書館同士の研修会を利用している。岩手県もやっているけど、回数が少ないのと広いのとということで、なかなか郵送費の負担を減らしていくということができない。他県では場合によるとスポンサー見つけたと。郵送のバッグにスポンサーの名前をいただいて、そしてそれをつけて送るから、あるいは送り返すからというようなことも進めていくというところがあるが、岩手県ではその辺がまだまだ実現できない部分もある。

それからTRCというか、指定管理者がこの図書館を運営しているということについて周知をということ、これはやはり県民とともに歩くという意味で重要だと考えている。きょう斎藤委員さんが編集刊行されている街もりおかに小林是綱は結構宣伝をしていて、見ている方は結構ご理解いただいているのではないかなと思っている。

(安保議長) サービスのことに関して説明いただいたし、これからはますますどんな形でこういうサービスをしていけばいいかということは追求をしていかれるといいのかなと思っている。市立図書館の協議会にも行っているが、やっぱり市立図書館のほうでも本が足りないので、現物を寄附いただくという方法もあるのではないかという話もやっぱり出ていた。そんな形で利用のできるものは利用していくという形でいろいろサービスを広めていければいいのかななんて思ったりして聞いたところである。

(事務局：指定管理者) すみません、誤解のないように。寄附をいただくという部分で言うと県立らしい資料の寄附、これはちょうだいする。あと市町村の支援をするためというものも市町村と連携をとりながら寄附いただくというような、2つの二段構えということをご理解ください。何でもかんでもいただくということではない。

ウ 平成21年度岩手県立図書館協議会における御意見等への対応状況について
事務局から資料No.3に基づき説明した。

【質疑】

(安保議長) ご希望のあったものすべてにとというわけにはいかないということ、これ

はやっぱり承知いただきながら、貴重な資料については買っていくということを出ればお願いしたいと思う。

(佐々木委員) そうすると例えば、これが必要なものと思えば購入をするということだと思うけど、これはちょっと図書館ではというのは、希望された方に何らかの形で回答はしていくということか。

(事務局：県) 希望される方の希望次第だけでも、ぜひ回答していただきたい方については電話なり文書なりで回答している。

(5) 協 議

平成 23 年度県立図書館事業計画について

事務局から資料 No. 4 に基づき説明した。

【質 疑】

(安 保 議 長) 資料の 4 の 1 ページのところにこの協議会自体を 9 月にしてはいかがかということで事務局から提案があったが、できれば早い時期のほうが、多分皆さんから出た意見を次に反映させていくことも、予算のこともあるので、その方向でよろしいか。

(土 方 委 員) 早くするということについては賛成であるが、私ども市町村には 9 月議会があり、その辺は調整をしていただければありがたい。

それから、私は市町村の職員なものなので、市町村図書館運営の支援強化をよろしく願います。

細かいことで恐縮である、新しく市町村が図書館を設置する場合、県立図書館としては人材を派遣するなんていうことはあり得るか。

(事務局：指定管理者) 他県の事例を申し上げますと、山梨県では出向条例があり、県職員が市町村の図書館の建設準備であるとか、あるいは振興のために出向くとかという形がある。千葉県とか、神奈川県とか、そういったところにもある。ただ、岩手県立図書館は、県職員の数が非常に少なく、7 名しかいない。そのうちで専門職が今 3 名である。

3 名というようなことになるとなかなか難しいのかなと。しかし、経験を生かしてということではあり得ることかなと思う。

ちなみに質問にはないが、実は一関の市立図書館の緊急雇用職員のために私ども去年の 11 月からことしの 3 月まで 12 回にわたって図書館職員養成講座を T R C として引き受け、午前の部、午後の部、1.5、1.5 ですから計 3 時間、これを使って「図書館とは」から始まりまして、図書館法とか、著作権法とか、あるいは危機管理に関することまでの講座を設けまして、今現在やっているところである。県立図書館のサービス担当には協力をいただきながらその講座を持っている。

それからまた、今図書館を建てようとしているところ、そういったところにもお手伝いにまいりまして、図書館の建設準備にかかわることなどの話あるいは運営の話、経営の話などをさせていただいている。ただ、職員は 1 年間出向というようなことになると、これは県の仕事かなという感じ

がする。

(土 方 委 員) 県として職員の方が来られると、やはり大きく市町村図書館も変わる可能性がある、こんなふうにしたので聞いたところである。

(事務局：県) 簡単に答えるが、まずそのためにはやはり人事のことがあり、少し早めにこちらのほうに話ししていただき、実現効果はわからないが、こちらのほうとしてもできる限りの協力することについて検討する余地はあるだろうと考えているので、何かありましたら連絡ください。

(宮 手 委 員) 図書館のためにも、本を読み続ける子どもを育てることというのは大事だと思うので、聞きたいが、図書館ボランティア活動で図書館ボランティアによる読み聞かせがあるけれども、こちらは一般の方に来ていただいているのか。そして、その方たちに勉強会だとか、どのようなプログラムになっているのかとか把握されているのか。あと読み聞かせには子どもたちが何人ぐらい常にいらしているのか。児童室を見せていただくとすごく整然ときちんとしているけれども、カウンターの方と子どもたちが接するところを見たことがないというか、カウンターの方が外に出ている子どもたちにしてのをちょっと見たことがない。その辺のかかわりとか、そういうのをどうされているのか。

(事務局：指定管理者) 読み聞かせボランティアの皆さんについては、グループないし個人で登録いただいて活動をいただいている。グループの皆さんはグループ内でそれぞれ研修等をされ、切磋琢磨されてボランティアの活動をしていただいている。グループに対しては、どちらかという活動の場の提供というような要素である。個人で読み聞かせをやりたいということで登録いただいている皆様について職員と、それから一緒に活動するボランティアの皆さんとともに活動を通じて読み聞かせについて技量というか、高めていっていただくというような形で行っていて、今現在ですが、ボランティアさんのための特別な養成のプログラム、そういったものを年間通じて用意をしていくということはない。登録時に基礎的な研修を行い、その後は実際に活用しながらという状態になっている。

児童コーナーについて、スタッフの意識も大分変わり、これまでは自分たちの力に自信がないということではなかなか催し物でも何でも引っ込み思案のところがあったけれども、昨年あたりから非常にトライする意欲を持ち出しまして、例えば日本のお正月を遊ぼうとか、そういった自主企画をして、県立図書館らしい児童サービスというものを求めつつ、子どもたちと一緒に行事を持って少しずつ歩を進めている。その結果、催し後にお話し室でお話を聞いたり、一緒にカルタとりをしたりというような遊びをした後に部屋から出てくると、一緒に遊んだということで、お子さんたちがスタッフに声をかけて「あの本どこにあるの」とか、「さっき読んでくれたご本はどういう本なの」とか、そういう触れ合いがかなりふえてきた。その結果、カウンター業務もてんでこ舞いで、土日にはほかのカウンターから応援を出して児童コーナーを一生懸命応援しているところある。

(宮手委員) 今お話しあったように、子どもたちというのは接してくれるとすごく急に近づくのですよね。それがカウンターの方たちが、こういうふうにボランティアの方をお願いするのはいいことだと思うけれども、カウンターの方も読み聞かせとか、ストーリー・テリングとかされると、もっと急に近づくという実感というのが持てると思う。それによって、またどんな本を入れたらいいかという、勉強しなければならないということも出てくるし、あとボランティアの方にお任せするのはいいと思うけれども、それをスタッフの方がどのような内容をやっているのか、本当にいい絵本を選んでいるのかとか、そういうことをずっと見ていかれる必要はあるのではないかなと思う。

(事務局：指定管理者) とてもいい助言をいただいた。47都道府県立図書館でこんなに広く本がたくさんある児童室はない。県立図書館というと直接的には児童サービスを余りするべきではないと言われていた。それは市町村の図書館が本当に隣の玄関の子どもたちという身近なところで接触していくことがよろしいということで、県立図書館がほんのわずかのこの地域のエリアの方々だけのためにサービスを県民の税金使ってやるのかという議論の中で、ここは正直申し上げて非常に充実している。これだけの施設があって、これだけのスタッフがいるのだったら、思い切って児童サービスもっと本格的にやろうという意気込みで、盛岡市立県立図書館分館という位置づけでこれ動かしたらどうだろうかということも考え、うちの職員もそれなりに読み聞かせやストーリー・テリングなどやっている。ボランティアの方についても、非常にいいご意見であるが、自主性を重んじてあげよう。あまりあまだ、こうだ、こちらが言うと、ボランティアさん自身の意気が消沈してしまうというのでしょうか、そんなこともあって自主性を重んじてあげようというスタンスでいる。

県立図書館の児童室というのはやはり特別な役割がある。しかし、子どもが来ない児童室にはいけない。今スタッフは一生懸命がんばっている。去年から利用者が2割から3割ふえ、貸し出しもふえ、活性化している。今一生懸命がんばることが、スキルを上げたりすることが、触れ合ったりすることが、一番大事なのだろうと思う。

(宮手委員) ボランティアさんに自主性を与えるというのはすごく大事なことで、それがなくなるとボランティアさんというのは、やめてしまうので、ただ見てあげる、見つけてあげる、どのようなことをしているのか、やっぱりきちっとして、もしそれがそれでおかしいようなときは言ってあげる人がやっぱり必要なのではないかなと思う。

(及川委員) そのボランティアしている者なのですけれども、図書館で。やっぱり何か発声練習とか手遊びの何かいろんな講座というか、研修というか、そういうふうな、1年に1回ぐらい与えていただくと、子どもたちも喜ぶと思う。何か年1回でも、何かやってもらっていただければと思うが。

(事務局：指定管理者) 事業費としてボランティア活動についてそもそもお金がないの

で、例えばボランティアの方にスキルを磨いていただくために講師の先生を呼ぼうということもなかなかそれはできない。もちろん私も職員が初めて読み聞かせのボランティアをするというボランティアさんに職員の持っているスキルを最初の段階で基礎研修としてお伝えをするということはやるわけだけでも、そこから先、先ほど要望があったような計画的な1年間のプランを設けるとか、または何かの会を持つというような、今のところ私どもの立場としては非常に難しいところはある。ただ、その職員の研修について、先ほどあったように図書館に関心のある方もぜひ参加していただきたいという研修も本県ではしているわけなので、そういった場を活用いただくということは可能なのかなと思う。

(事務局：県) ボランティア活動の支援ということも県立図書館としては大事な仕事だと思っており、実は新しい図書館ができて2年ほどはボランティア対象のボランティア教室を、これも出前講座で県内回りをましてやっていた。やはり県の財政難というか、さびしいところですけど、予算が削減されできなくなっている状況がある。

ちょっと趣は違うけれど、岩手県読書をすすめるつどいもボランティアを対象としたつどいであり、実務発表とか事例発表をしていただいて、それから終わりには情報交換ということでのいろいろな悩み等をお話いただきながら回答いただいたり、情報共有し合ったり、そういう機会を設けている。

(安保議長) 職員の研修の中に、例えばそういうことをやっていらっしゃる方のご参加、フリーでのご参加の場面も設けていただくこともできるのですよね。例えば読み聞かせのスキルみたいなのか、そこまではいかないのですね。

(事務局：県) まだそこまではいってない。協会で運営している分担金でやっている研修とか、そういったものであり、それは協会の加盟館の職員を対象としていて、まだまだそこまではやれないということである。

(土方委員) 活字情報のデジタル化に対してご質問しようと思ってきたが、先ほど明快に回答いただいたので、県立図書館のスタンスは理解をしたけれども、大変失礼かとは思いますが、このことについて斎藤委員さんのご見解を。

(斎藤委員) 日本文芸家協会でも、それから日本推理作家協会でも、日本PENクラブでもまだ明確な結論に達していない。

極端な話ですね、さっきの貸し本のことにつながるが、デジタル化して公開された場合、例えば宮部みゆきさんクラスになると年間億単位の損失になる。億ですとご自身の取り分が云千万円ぐらいになる。印税でね。もう死活問題というか、そういうこともあるので、いろんな意見が出ていて、例えば5年ぐらいだったら公開しようとか、新刊のときは待ってもらってとかというような案もあり、まだ結論が出てないです。日本は再販制度の縛りがあるので、本を勝手に安く売れないとか、CDを勝手に安く売れないというのがあるが、諸外国では三、四年たつともう売れない本はどんどん安くなるし、CDもどんどん安くなる。そうなると公開してもほとんど

変わらない。無料で公開しても、その作品に力がある場合は必ず活字の印刷された本を買ってくれるだろうというのが、これは共通した我々の考えなので、うまく意見がまとめればできるのだろうと思うけど、まだまだちょっと難しいようだ。

(6) その他

(斎藤委員) 盛岡市の行革会議の民間委員で指定管理部門長を六、七年務めていることから、非常に興味があるが、先ほどアンケートで指定管理についての理解がまだ十分ではないということがアンケート結果ででていた。けれども、これは指定管理の委員、盛岡市の行革の委員でさえ十分に理解してないことであり、一般の方に理解してもらおうというのはまだまだ大変なことだと思う。

それで、実際に行っている図書館事業に対するアンケートで、中身についてはわかったけれども、更新のときに第三者評価はやったのか、要するに経営状況とか、そういったことを含めて。もしそういうのがあったら、どういった結果になっているのか教えてください。

それから、最大の疑問は盛岡市の指定管理にかかるのですけれども、こういう形態の複合した指定管理は盛岡市にはない。県ではほかにもあるのか、あるいは他県でこういう例があるのか。素人考えで見ますと小学校に公立の学校の先生と私立の学校の先生が同居して給与体系の違う先生たちが同じ仕事しているということですよ。なぜこういう方式を選ばれたのか。実は県の中でもいろいろ議論あったということは聞いているが、やりにくくないのかなという正直な疑問があり、お聞きした次第である。

(事務局：県) 第三者評価については、外部の委員により昨年の10月に行っている。項目については快適な利用環境の創出など、5項目の評価項目がある。その中で図書館の業務を今年度から特出しして、1つは利用者の声の反映で県民参加型の施設運営をしているかどうかという外部評価を受けている。それから、もう1つは、県民への情報提供、県内全域へのサービス提供はできているかという評価を受けている。

業務の評価を見ると、先ほど指定管理者側からも説明があったが、非来館者アンケートとか、そういう新しい事業を積極的に行っているというところを評価していただき、業務要求水準を上回る先駆的な取り組みを実施しているということで5段階評価の5という評価をいただいている。それから、もう1つ特出しになった県民への情報提供であるが、これについてはおおむね計画どおり管理運営がなされているということで、5段階評価の4ということの評価をいただいている。20年度と比べると5となったところもあり、それなりに評価をいただいているということである。

あとは複合施設であるが、余り全国的には聞いたことはない。できるときにはいろんなことがあったということで新聞記事にも出ていとおりで。確かになかなかやりにくくなる面もあるのではないかなという意見

もあったようだが、紆余曲折を踏まえて、お互いに役割分担というものをしっかりと押さえてきているところであるし、それぞれの意見交換をもっと積極的にしたらどうかということで、今年度は毎月2回やっていくという形で、できるだけお互いに意思疎通図っていきましょうということをしてしながら進めているところである。そういうことを積み重ねながら、今進めているところであり、今年度このような結果が来年度の外部評価にどのように反映されるかということが注目するところではないかなと思っている。

(安 保 議 長) ありがとうございます。

(事務局：県) 非常に微妙な問題ですね。多分当初はさまざまな議論を呼んだというのは今出たとおりであり、そして今でも全国的には片山総務大臣がつい1月に指定管理制度を図書館というのはそぐわないというようなコメントを出してしまったものなので、なかなか全国的には逆風の中に我々は生きていかなければならないなと思っているのだが、この間、長尾国立国会図書館の館長さんの「指定管理者制度どうですか、岩手県は」という問いかけをいただいたので、私のほうはいろいろ紆余曲折はあったけれども、今5年目になってお互いが共同で知恵を出し合ってやっていますよと。マイナスの側面ばかりがいろんなふうに出ているけれども、そうではない形を今提示しているつもりでいるという答え方をした。「ああ、そうですね」というふうなコメントをいただいた。

(事務局：指定管理者) 全国的に図書館はどうですかということであるが、指定管理者の部門でいいますと館長の権限は指定管理者側にある。山中湖情報創造館、日本で最初に図書館として指定管理者になった館ですが、運営一切を指定管理者が行い、会計事務だけ行政側にお願いをするという仕組みでやっている。私どもTRC、株式会社図書館流通センターで指定管理を受けているところもほとんどが館長となっており、総括責任者という立場で名乗るところは1つか2つである。

基本的に、指定管理者制度というのは行政のスリム化、効率化と、それからサービスの向上ということであり、この2点を満足させることで成功ということになる。その辺はまだまだ含みを持っていないところかなと思うが、我々の立場で、行政の仕事ができるかというところなので、これは教育委員会の中にきちっと図書館行政の仕組みをしっかりとつくっていただいて、その上で指定管理者というのを改めて考えていただくというのもあっていいのかなと感じる。今でもこういった形で非常に紳士的に仲よくやっているのです、その辺のやりにくさはないが、ただ制度的にはやはりちょっと不自然かなという感じはしている。

それから、もう一つどうしても言わなければいけないのは、このことによってワーキングプアをつくってはいけないということ。指定管理者になると効率化のほうが、スリム化のほうが優先してしまっていて、どうしても手当が少なくなってしまう。ここが非常に問題があるので、なるべく同じよ

うな仕事をしているのであるならば、それなりのレベルアップを図ってほしいなということは考えているところである。

もう一つ、職員もそのために給料が低いからこれだけの仕事すればいいのだという話ではない。ライブラリアンシップにのっかって、図書館員としての仕事を邁進すればやがていつかは昇るよというふうには職員に言っているところではある。

(斎藤委員) 非常に率直に意見をいただいた。参考になった。

(事務局：県) その他のところで1つご連絡がある。本日も欠席された澤口委員から児童文学評論家の赤城かん子さんの講座を開いてほしいという要望が寄せられた。これについては、今後の事業の参考にさせていただきながら考えていきたい。

(7) 閉 会